

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
大旺新洋株式会社	代表取締役 小西 啓太	高知市仁井田1625-2

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年1月15日から令和7年2月14日まで（1月）
指名停止の理由	<p>高知県高知土木事務所発注の「港改修（社総重）第01-01-5号 高知港改修（重要）工事」における港則法違反のために公訴を提起されたことが判明したため、香南市指名停止措置要綱別表第2の第21号（不正又は不誠実な行為）「別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務（市発注業務以外の業務を含む。）に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。」に該当するため。</p> <p>※指名停止期間 1月以上14月以内</p>